

十日町市請負工事成績評定実施要領

平成19年 3月16日

十日町市訓令第4号

(目的)

第1条 この訓令は、十日町市が発注する請負工事の適正かつ効率的な施工を確保し工事に関する技術水準の向上に資するとともに、請負業者の適正な選定並びに指導及び育成を図ることを目的とする。

(対象工事)

第2条 工事成績の評定（以下「評定」という。）の対象とする工事は、原則として1件の当初請負金額が500万円を超える請負工事とし、請負金額の変更があっても対象とする工事は変更しない。ただし、災害復旧及び災害の防止のために速やかな施工が求められる緊急の指示書等による工事で、具体的な設計図書が示されないまま現場の施工が概成するなど、施工管理、出来形や品質にかかる公正な評定が困難な応急工事は原則として評定の対象としない。

(評定者)

第3条 工事成績の評定を行う者（以下「評定者」という。）は、工事の請負契約についての検査を行う者（以下「検査職員」という。）及び監督を行う者（以下「監督員」という。）及び担当係長等とする。

(評定の方法)

- 第4条 評定は、工事ごと、評定者ごとに独立して的確かつ公正に行うものとする。
- 2 評定は、検査の結果、手直し等があった場合でも手直し前の状態を評定するものとする。
 - 3 工事成績の採点は、別記様式第1「工事成績採点表」により行うものとする。
 - 4 細目別評定点の算出は別記様式第2によるものとする。
 - 5 監督員は別紙—1、担当係長等は別紙—2、検査職員は別紙—3（以下「考査項目別運用表」という。）により行うものとする。また、別紙—4「記入方法及び留意事項」及び別紙—5「施工プロセスのチェックリスト」を考慮するものとする。
 - 6 工事における「工事特性」、「創意工夫」、「社会性」に関して、請負者は当該工事における実施状況を別紙—6により提出できるものとし、提出があった場合は工事の成績評定にあたって適切に反映させるものとする。

(評定結果の報告)

第5条 評定者は、工事成績評定を行ったときは、工事成績採点表に細目別採点表及び考査項目運用表を添え、遅滞なく市長に報告するものとする。

(評定結果の通知)

第6条 市長は、前条の報告があった後、別に定める十日町市工事成績評定通知要領（平成19年十日町市訓令第5号）の規定に基づき、速やかに当該工事の請負者

に通知するものとする。

(評定の修正)

第7条 市長は、前条の通知をした後、当該評定を修正する必要があると認められる場合は、修正しなければならない。

2 市長は、前項の修正を行ったときは、遅滞なく、その結果を当該工事の請負者に通知するものとする。

(説明請求)

第8条 第6条又は第7条による通知を受けた者は、通知を受けた日から起算して14日以内に書面により、評定の内容について市長に説明を求めることが出来る。

2 市長は、前項による説明を求められたときは書面により速やかに回答するものとする。

(委任)

第9条 この訓令に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この訓令は、平成19年4月1日から施行し、施行日以後に契約する工事から適用する。

附 則 (平成22年3月5日十日町市訓令第3号)

この訓令は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (平成30年5月16日十日町市訓令第11号)

この訓令は、平成30年5月16日から施行し、平成30年4月1日以後に契約する工事から適用する。